轟木広太郎著

中世フランスの紛争・権力・真理

木道也

なわち中世フランスでは、霊的な方法であれ俗的な方法であれ、とを目指す著者の主張は明快であり、次のように要約できる。すついての、罪と罰についての歴史的経験」(七頁)を描き出すこうこと」と「裁くこと」の結びつきを明らかにし、「正義と悪に争解決システムの特色を明らかにしようとするものである。「戦争解決システムの特色を明らかにしようとするものである。「戦争解決システムの特色を明らかにしようとするものである。「戦本書は、一一世紀から一二世紀にかけての西フランス地域を主本書は、一一世紀から一二世紀にかけての西フランス地域を主

かかる主張を裏付けるべく、本書は終章を含め八つの章から構紀は、紛争解決の歴史における大きな転換期であった。紛争世界が国王を頂点とする垂直的な構造をとりはじめる十三世著者によれば、「戦いかつ裁くことのできる」者たちの水平的な戦う術を持たなければ、他者の裁きに全面的に服さざるを得ない。

では、かかる分権的な社会はどのように統御されていたのか。

となり、また他者からは「容易に裁かれない」地位に立つ。が、者であるかどうかを決めていた。戦うことができれば自ら裁き手

「戦うことができる」者であるかどうかが、「裁くことができる

以下各章の内容を紹介し、多少のコメントを付したい。以下各章の内容を紹介し、多少のコメントを付したい。以下各章の内容を紹介し、多少のコメントを付したい。以下各章の内容を紹介し、多少のコメントを付したい。以下各章の内容を紹介し、多少のコメントを付したい。以下各章の内容を紹介し、多少のコメントを付したい。

 成されている。著者はまず研究史を整理(第一章)した後、

メルらの研究を手がかりに、中世フランス社会においてそれを明システムが機能していたことを示しており、先行するギアリやルれも、一見不合理にみえる非近代の紛争社会に自律的な紛争解決時代・地域に関して豊かな成果を生み出してきた。それらはいず時代・地域に関して豊かな成果を生み出してきた。それらはいず時代・地域に関して豊かな成果を生み出してきた。それらはいずの紛争解決研究に着目する。一九八〇年代以降

らかにすることが著者の課題となる。

ことができた」ので、俗人領主に伍して「裁く」者としての地位の平和」関連史料なども利用して、紛争に際して修道士や司教たの平和」関連史料なども利用して、紛争に際して修道士や司教たの来の、聖人の懲罰が発現するとの威嚇を以て、自らに有利な裁決をみ、聖人の懲罰が発現するとの威嚇を以て、自らに有利な裁決をみ、聖人の懲罰が発現するとの威嚇を以て、自らに有利な裁決をみ、聖人の懲罰が発現するとの威嚇を以て、自らに有利な裁決をみ、聖人の懲罰が発現するとの威嚇を以て、自らに有利な裁決をみ、聖人伝を軸に、修道院証書や「神第二章「戦う教会人」では、聖人伝を軸に、修道院証書や「神第二章「戦う教会人」では、聖人伝を軸に、修道院証書や「神第二章「戦う教会人」では、聖人伝を軸に、修道院証書や「神第二章「戦う教会人」では、聖人伝を軸に、修道院証書や「神第二章」を表しての地位

ときに緩和させ、またときに緊張させる政治的な駆け引きのひという。 第二章「俗人領主たちの紛争」は、俗人間の紛争を分析の対象第三章「俗人領主たちの紛争」は、俗人間の紛争を分析の対象第三章「俗人領主たちの紛争」は、俗人間の紛争を分析の対象第三章「俗人領主たちの紛争」は、俗人間の紛争を分析の対象

を得ることが出来たと述べる

性は確保されていた。

「容易に裁かれない」者としてその自律ができる」者であれば、「容易に裁かれない」者としてその自律をンネルはいつでも開かれており、一領主であっても「戦うこと主君と家臣の間に戦争状態が生まれたとしても、和解のためのチ主君と家臣の間に戦争状態が生まれたとしても、和解のためのチンポージを表情は「コンセンサスによる秩序回復」にとどまつであり、その機能は「コンセンサスによる秩序回復」にとどま

続く第二節は、サン=ドニ修道院長シュジェの『ルイ六世伝』

史料には、裁判権を秩序維持の観点から捉える意識は「皆無」をもとに、国王もまたこうした俗人領主間の戦争と和解のルールをもとに、国王もまたこうした俗人領主間の戦争と和解のルールをもとに、国王もまたこうした俗人領主間の戦争と和解のルールをもとに、国王もまたこうした俗人領主間の戦争と和解のルールをもとに、国王もまたこうした俗人領主間の戦争と和解のルールをもとに、国王もまたこうした俗人領主間の戦争と和解のルールをもとに、国王もまたこうした俗人領主間の戦争と和解のルールをもとに、国王もまたこうした俗人領主間の戦争と和解のルールをもとに、国王もまたこうした俗人領主間の戦争と和解のルールをもとに、国王もまたこうした俗人領主間の戦争と和解のルールをもとに、国王もまたこうした俗人領主間の戦争と和解のルールをもとに、国王もまたこうした俗人領主間の戦争と和解のルールをもとに、国王もまたこうした俗人領主間の戦争と和解のルールをもとに、国王もまたこうした俗人領主間の戦争と和解のルールをもとに、国王もまたこうした俗人領主間の戦争と和解のルールをもとに、国王もまたこうした俗人領主間の戦争と和解のルールをもとに、国王もまたこうにないまた。

されており、そこでは犯罪や争いは開拓すべき「財」であって、ス社会では、領主裁判権はほかの「慣習」と同様、財政的に運用

(一四三頁)

していた。

著者によれば、一一、一二世紀のフラン

(一四二頁) であり、犯罪の抑圧という観点は「完全に欠落」

.

盐

評

もまた一三世紀にはその性格を変えていく。う。しかし前章における領主間紛争と同様、こうした領主裁判権犯罪行為に対する罰金にも犯罪の抑止という目的はなかったとい

「正しき」と「悪しき」は、客観的な法的基準にもとづくものでる。著者は、教会領主の「慣習」を巡る様々な状況から、そのいかなる歴史的現実を反映するものであったのか、を問題にすンスの修道院を舞台に、贈与証書に現れる「悪しき慣習(malae)をの修道院を舞台に、贈与証書に現れる「悪しき慣習(malae)のであったのか、を問題にする。著者は、教会領主の「慣習」を巡る様々な状況から一一世紀初頭の西フラ第五章「悪しき慣習」は、十世紀末から一一世紀初頭の西フラ第五章「悪しき慣習」は、十世紀末から一一世紀初頭の西フラ

はなく、教会領主のバン領主化を正当化するためのレトリックで

家や、新しい統治システムの影響のもとに成立した」との見解が家や、新しい統治システムの影響のもとに成立した」との見解がは主は、「悪しき慣習」を修道院に付与することで「正侯や中小領主は、「悪しき慣習」を修道院に付与することで「正侯や中小領主は、「悪しき慣習」を修道院に付与することで「正侯や中小領主は、「悪しき慣習」を修道院に付与することで「正侯や中小領主は、「悪しき慣習」を修道院に付与することで「正侯や中小領主は、「悪しき慣習」を修道院に付与することで「正侯や中小領主は、「悪しき慣習」を修道院に付与することで「正侯や中小領主は、「悪しき慣習」を修道院に対立した」との見解が家や、新しい統治システムの影響のもとに成立した」との見解が大きない。

關・神判といった「神の裁き」に依存していた法廷に、一三世紀は、ルメルの近著(二○○六)を手がかりに、雪冤宣誓・法廷決の変容が問題となる。第六章「神判・法廷決闘から証人尋問へ」第六章以下では、これまで見てきた中世的な紛争解決システム

引用されている。

が緊密な人的ネットワークによって成り立っていたことを示してが緊密な人的ネットワークによって成り立っていたことを示してでも法廷には多くの証人がいた。彼らは寄進、売買、封の授受、でも法廷には多くの証人がいた。彼らは寄進、売買、封の授受、アンジュー地方を対象に検討する。著者によれば、一三世紀以前アンジュー地方を対象に検討する。著者によれば、一三世紀以前以降、新しい証明方法として証人尋問が導入されてくる背景を、以降、新しい証明方法として証人尋問が導入されてくる背景を、

おり、その証明能力は、現実社会の関係性を反映するものとして

「神の裁き」を補完する役割を果たしていた。

点についてはもう少し踏み込んだ議論が必要ではなかったかと思索についてはもう少し踏み込んだ議論が必要ではなかったかと思います。このであり、証明の主導権が紛争当事者から引きはがした。それは裁判人の権限で証人を召紛争当事者から引きはがした。それは裁判人の権限で証人を召紛争当事者から引きはがした。それは裁判人の権限で証人を召紛争当事者から引きはがした。それは裁判人の権限で証人を召紛を当事者から引きはがした。それは裁判人の権限で証人を召紛を当事者から引きはがした。それは裁判人の権限で証人を召紛を当事者から引きはがした。

ば、すでにルイ七世治世には王領内の様々な紛争に証人尋問が利ステムの新たな段階を画すものではなかった。しかし著者によれ一九〇年王令も、また王と諸侯たちの様々な戦いも、紛争解決シでは、フィリップ・オーギュスト期の国王法廷に証人尋問が導入をは、フィリップ・オーギュスト期の国王法廷に証人尋問が導入第七章「国王と紛争――フィリップ・オーギュスト時代――」

われる。

ア・封建的忠誠をめぐる訴訟など、広い範囲で証人尋問が活用さいる」(二八七頁)という。また刑事事件や、農奴身分・レガリう、刑事裁判権の重要な構成要素ははっきりとここに姿を見せてに生じたパリ大学とプレヴォの諍いに対応するなかで、「法廷決用されており、フィリップ・オーギュスト治世では、一二〇〇年

れていることが指摘される。

「戦うこと」と「裁くこと」の関係は、ここに大きな転換を見せていた、一三世紀後半に聖王ルイのもとで推進された証人尋問を導入しすることはなかったものの、法廷決闘に代えて証人尋問を導入しすることはなかったものの、法廷決闘に代えて証人尋問を導入しすることはなかったものの、法廷決闘に代えて証人尋問を導入しまうとする王の強い決意を示しており、また後者は、「神の裁き」ようとする王の強い決意を示しており、また後者は、「神の裁き」することはなかったものの、法廷決闘に代えて証人尋問を導入しますることはなかったものの、法廷決闘に代えて証人尋問を導入しまする王の強い決意を示しており、またとする王の強い決議である。前者は、お廷との権力と対し、対し、といる、というには、大きに、大きな転換を見せいる。

(三一三頁)ためにこれまで著者が進めてこられた粘り強い史料した本書の意義は大きいだろう。「当たり前の経験を掘り下げる」の原理が働いていたこと、これらを豊富な事例をもとに明らかにの原理が働いていたこと、これらを豊富な事例をもとに明らかにを兼ね備えたものであったこと、またそこには合目的的な合理性み合わせ、権力関係の変化にも即応し得るような柔軟性と持続性中世フランスの紛争解決システムは、多様な証明方法を適宜組中世フランスの紛争解決システムは、多様な証明方法を適宜組

ではない。その変容に関する著者の議論については、多少の疑問がないわけその変容に関する著者の議論については、多少の疑問がないわけその変容に関する著者の議論については、多少の疑問がないわけその変容に関する著者の議論については、多少の疑問がない。本書には、自らの所領支配をではない。

に進むかどうかが紛争当事者の主体性にかかっているという点に て、俗人と聖職者でこの証明方法への関わり方に差を生み出して れを受容する方向にあったとしても、やはり中世の長きにわたっ て、「神の裁き」として一括りに論じることは難しいだろう。ま 人的ネットワークとの関係、そして最終的な衰退局面などについ 的傾向の強い法廷決闘を、その具体的な機能、法廷での取捨選択 通性を持つとしても、片務的傾向の強い雪冤宣誓や神判と、双務 おいては、きわめて当事者主義的でもあった。しかしこうした共 広義の神判であり、また同時に、紛争解決に向けた手続きが円滑 おいて、中世の紛争解決法は、戦争を含め、ある意味ではすべて を選択あるいは回避する際に、領主であれ領民であれ、 いた。したがって、紛争解決の現場にあっては、特定の証明方法 た、法廷決闘が本質的にもつ暴力性は、教会勢力が原則的にはそ 「神の裁き」に関してである。超越的な神の裁定を尊重する点に 一つ目は、中世の裁きの場における多様な証明方法、 ٧v その特件 わゆる

作り上げた時期でもあった。著者はゲッツの見解にしたがって、普遍的なキリスト教世界の実現に向けて聖俗の緊密な相互関係をを経験し、教皇、皇帝から在地の領主に至るまで、ひとつにしてを経験し、教皇、皇帝から在地の領主に至るまで、ひとつにして他方で「神の裁き」の時代は、修道院改革とグレゴリウス改革

に応じた多様で複雑な戦略を展開していたはずである。

榃

評

者として、評者も大いに勇気づけられた。その点は高く評価されるべきであろう。このテーマに関心を持つする研究は、戦後日本の中世フランス史研究で厚い蓄積を持つ分する研究は、戦後日本の中世フランス史研究で厚い蓄積を持つ分ー世紀のバン領主制および一三世紀カペー朝の集権化政策に着目コーロッパにおける公的秩序の解体・再編過程への関心から、十ヨーロッパにおける公的秩序の解体・再編過程への関心から、十コーロッパにおける公的秩序の解体・再編過程への関心から、十コーロッパにおける公的秩序の解体・再編過程への関心を持つ

違いない。したがって、こうした近代国家形成史の観点に立ってるべき方向性として評価するような視点が相対化されることは間的裁判の実態が明らかになるなか、司法の近代化を権力秩序の在立場とははっきり距離をとっているように思われる。また、中世立場とははっきり距離をとっているように思われる。また、中世は懐疑的であり、中世的支配権の基礎に裁判権を置く伝統的ない。したがって、こうした近代国家形成史化を権力秩序の在の表別のであり、水平的な紛争社会における領土裁判権を「財」と位置づける第四章に典型的もっとも著者は、裁判権を「財」と位置づける第四章に典型的もっとも著者は、裁判権を「財」と位置づける第四章に典型的

れるかもしれない。 過去の研究と本書を比較するような態度に対して、著者は当惑さ

が顕著である以上、依然として有効であろう。 すこと」、すなわち恩赦の授与も重要であるが、一二世紀には王 うか。紛争解決システムにとっては、「裁くこと」とともに「赦 ずにはおかなかったはずである。カペー家の経済的基礎が拡大し 質させていくものは何であったのか。例えば、十二世紀中葉以降 の合目的的で柔軟な紛争解決機能を存分に示した中世的裁判を変 いたのか議論することは、一三世紀フランスの裁きに現れる変化 般的な変容を想定することができるように思われる。 国内で広範囲に確認された「恩赦」も、一三世紀以降カペー王権 る証人尋問の導入もまた重要な課題として浮かんできたのであろ その具体化・現実化が様々に試みられるなかで、司法の場におけ たことで、裁判権を含む王権の質を巡る議論が王の周辺で生まれ、 れたものであったが、その思想は王権の集権化政策に影響を与え ッパの諸王権における物的基盤の拡大という現実を受けて展開さ ローマ法の影響下で人文主義者たちが展開する王権論は、 の下に集積していくことが確認されており、ここには王権観の全 しかしながら、中世的裁判とその変容がいかなる意味を持 本書のなかで、 3 って

あるいは世俗化を支える理論と、その具体的な変容過程についてきわめて大きいように思われる。紛争処理システムの「近代化」の裁き」を浸透させていくうえで教会と教会法が果たした役割はような影響を与えたのであろうか。やや逆説的ではあるが、「人ような影響を与えたのであろうか。やや逆説的ではあるが、「人か諸侯を含む紛争解決システム全体に対し、直接的間接的にどの加えて、一三世紀初頭の第四回ラテラノ公会議の決議は、国王

96

掛

に組み込まれるべきであったように思われる。 の分析は、きわめて困難な課題ではあるものの、 可能な限り本書

きなかったとすれば、それはひとえに評者の能力不足であり、著 釈を行い、多様な読みの可能性を持つ本書の魅力を充分に紹介で 関心が集中するあまり、必ずしも著者の意図に沿わない偏った解 前近代社会における権力秩序の編成原理といった問題に評者の

争研究はますます豊かな展開をみせつつある。例えばイブ=サシ 者および読者の方々には何卒ご海容を賜りたい。 人類学的視点が与えた様々な知見が刺激となって、当該期の紛

> エは、 礼的性格をくりかえし強調している。本書が提示した枠組みが、 性を指摘し、そこに集権化の手がかりを求めている。他方でドミ で、 ニ=バルテルミーは、この時代の紛争解決システム全体の霊的儀 諸侯や王の法廷が一定の「公的」な機能を果たしていた可能 細分化され複雑に絡み合う紛争と和解のメカニズムのなか

(A五判 三六〇頁 二〇一〇年四月 昭和堂 六三〇〇円) るのか、大きな関心をもって見守りたい。

こうした研究動向のなかでどのような新しい議論を促すものとな

(埼玉大学准教授)

(913)97